

## 青森県教育委員会第849回定例会会議録

- 1 期 日 令和元年10月16日（水）
- 2 開 会 午後1時30分
- 3 閉 会 午後1時53分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室
- 5 議事目録  
報告第1号 議案に対する意見について  
報告第2号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について  
陳情第1号 県立高等学校教育改革に係る件について  
議案第1号 青森県立郷土館協議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定  
そ の 他 職員の懲戒処分の状況について
- 6 出席者等
  - ・出席者の氏名  
和嶋延寿（教育長）、豊川好司、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
  - ・欠席者の氏名  
町田直子
  - ・説明のために出席した者の職  
佐藤教育次長、三戸教育次長、佐藤教育政策課長、赤尾職員福利課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学習課長、谷地村スポーツ健康課長、佐藤文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長
  - ・会議録署名委員  
中沢委員、野澤委員
  - ・書記  
小関英規、藤田真希也
- 7 議 事

### 報告第1号 議案に対する意見について

（佐藤教育次長）

この度の案件は、県議会第299回定例会に提出された「令和元年度青森県一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会所管分）」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

参考資料の1ページを御覧いただきたい。

「令和元年度青森県一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、3億2,300万9千円の減額となっている。

これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1, 291億535万2千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、以下に記載のとおりである。

また、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

## 報告第2号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について (非公開の会議に付き記録別途)

### 陳情第1号 県立高等学校教育改革に係る件について

(古川高等学校教育改革推進室長)

県立高等学校教育改革に係る件について、この度、2件受理したので、その概要を御説明する。

資料の2ページ、参考資料の2ページから7ページを御覧いただきたい。

今回受理したものは、いずれも青森県立中里高等学校の存続を求めるものであり、1は、青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地、中泊町長 濱舘豊光 外4名から、2は、同じく中泊町議会議長 長利 司 外12名から、令和元年10月1日に受理したものである。

中里高等学校については、青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画において地域校として配置したところであるが、同校の入学者数については、平成30年度は17人、今年度は11人であり、2年間継続して20人未満となったことから、基本方針に定める基準に基づき、本年4月より町長及び教育長を複数回訪問し、同校の募集停止に向け協議しているところである。

本件については、中里高等学校関係者の方々の思いの表れであると受け止め、今後の検討の参考とすることとし、その取扱いについては、同校の配置を含めた県立高等学校募集人員と併せて決定したいと考えている。

(野澤委員)

ただいま説明があったように、対応していただきたいと思う。

(豊川委員)

要望書の提出がこの時期となったのは、どのような理由が考えられるか。

(古川高等学校教育改革推進室長)

本年6月の定例会において、募集人員を10月までに決定する必要があることをお伝え

していたことから、この時期の提出となったものとする。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ陳情第1号については、青森県教育委員会として了解した。

### 議案第1号 青森県立郷土館協議会委員の人事について

(佐藤文化財保護課長)

資料の3ページ及び参考資料の8ページを御覧いただきたい。

「博物館法」及び「青森県立郷土館協議会条例」に基づき設置している青森県立郷土館協議会委員の任期が、令和元年10月14日をもって満了したので、新たに12名を委員に任命するものである。

今回任命する委員のうち、新任は、横山信子氏、工藤清泰氏の2名で、木立絢子氏ほか9名は再任である。

なお、委員の任期は令和元年10月21日から令和3年10月20日までの2年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。議案第1号については原案のとおり決定する。

### その他 職員の懲戒処分の状況について

(早野教職員課長)

9月に行った職員に対する懲戒処分は2件であるが、社会的影響が大きい事案である事案2について、その概要を御説明する。

この事案は、上北地域市部以外の中学校教諭が、平成31年3月7日、酒気を帯びた状態で自動車を運転したものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

なお、本事案は、処分後速やかに公表を行っている。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきたが、酒気帯び運転が発生したことは、極めて遺憾であり重く受け止めている。

このため、改めて、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するよう、処分を行った9月30日に市町村教育委員会及び県立学校へ通知したところである。

県教育委員会としては、今後も、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図っていく。

(中沢委員)

毎回、このように服務規律の徹底と話しているが、各学校長に徹底してほしいと思う。さらにその確認をお願いする。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。